

社会福祉法人白糠町社会福祉協議会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人白糠町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款47条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定める。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分及び担保提供
- (5) 役員を選任
- (6) 評議員選任・解任委員候補者の推薦及び解任
- (7) 施設長の任免、その他重要な人事
- (8) 金銭の借入
- (9) 借入金の償還計画の変更
- (10) 法人・施設（事業所）の運営に関する規則の制定及び変更
- (11) 建設工事請負や物品納入等の契約事務（「予定価格が1件250万円を超える工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件160万円を超える食料品・物品等の買入に係る契約事務」及び「予定価格が1件100万円を超える前記以外の契約事務」）その他重要な契約事務
- (12) 建設工事請負や物品納入等の契約締結（「契約額が1件250万円を超える工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が1件160万円を超える食料品・物品等の買入に係る契約締結」及び「契約額が1件100万円を超える前記以外の契約締結」）その他重要な契約締結
- (13) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (14) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円以上のものの処分
- (15) 寄附金の募集に関する事項
- (16) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (17) 新たな事業の経営又は受託
- (18) 社会福祉事業に関する許認可申請等
- (19) 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (20) その他、法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款 27 条の規定により会長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第 4 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度の決算報告及び事業実績報告
- (2) 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
- (3) 翌年度の予算及び事業計画
- (4) その他、第 2 条及び第 3 条に規定する事項

(理事会の招集)

第 5 条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の 7 日前までに各理事に通知するものとする。

(関係者の出席)

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長の議決権)

第 7 条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に 1 名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録)

第 8 条 当該理事会に出席した会長及び監事は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 会長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付し、袋とじ等して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第 9 条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を理事会終了後 2 週間以内に報告するものとする。

第 3 章 監 事

(監査の実施)

第 10 条 監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を会長が作成した後、速

やかに（毎年6月末までの決算評議員会の前日までに）実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
- 3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

（監査報告書）

第11条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、会長に提出するとともに、理事会及び評議員会で報告するものとする。

第4章 役員を選任

（選任手続き）

- 第12条 会長は、役員任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。
- 2 会長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員にあつては身分証明書の提出を省略することができる。
 - 3 会長は、評議員会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。
 - 4 委嘱状を交付された役員は、任期開始日前までに就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

（中途退任）

第13条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

（欠員の補充）

第14条 役員欠員補充については、定款第23条の2項の規定を準用する。

（役員の名簿）

第15条 会長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第5章 評議員会

（評議員会）

第16条 評議員会は、定例会と臨時会とに分けて、会長が招集する。

- 2 定例会の時期及び審議に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 6月評議員会
 - ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
 - イ その他、法人定款第12条に規定する事項
 - (2) 3月評議員会
 - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
 - イ 翌年度の予算及び事業計画
 - ウ その他、法人定款第12条に規定する事項

3 臨時会は、会長が必要と認めるとき、または、定款第 14 条第 2 項の規定に基づき評議員会の開催請求があったときに、会長が招集する。

(評議員会の招集)

第 17 条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の 7 日前までに各評議員に通知するものとする。

(関係者の出席)

第 18 条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長の議決権)

第 19 条 評議員会における議長の議決権は可否同数のときのみ行使するものとする。したがって、評議員会は、過半数を超える出席者に 1 名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

(議事録)

第 20 条 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書等を添付し、袋とじ等して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第 21 条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後 2 週間以内に報告するものとする。

(選任手続き)

第 22 条 会長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 会長は、選考にあたり、次期評議員となる者から、事前に履歴書を徴するものとする。

3 会長は、理事会の同意を経たうえで、選任された評議員に対し委嘱状を交付するものとする。

4 委嘱状を交付された評議員は、任期開始日前までに就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第 23 条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ、会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 24 条 評議員の欠員補充については、定款第 9 条の 2 項の規定を準用する。

(評議員名簿)

第 25 条 会長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第 6 章 事務の専決

(事務の専決)

第 26 条 会長又は常務理事及び事務局長が専決することのできる事項は、事務決済規程の定めるところとする。

(専決の報告)

第 27 条 本規定第 3 条の規定のほか、常務理事及び事務局長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文章又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更等)

第 28 条 この細則を変更しようとするときは、理事会の同意を得て、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、平成 29 年 1 月 18 日（評議員会承認）から施行する。